

職員の給与に関する報告及び勧告

令和2年10月

札幌市人事委員会



札人委調第 664 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 28 日

札幌市議会議長 五十嵐 徳美 様
札幌市長 秋元 克広 様

札幌市人事委員会
委員長 常本 照樹

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年の給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 2 年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の 5 種 6 給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第 1 表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第 1 表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
		行 政 職	
職 員 数		17,114 人	7,958 人
平 均 年 齢		40.5 歳	39.3 歳
平均勤続年数		16.0 年	15.5 年
平均 給 与 月 額	給 料	325,525 円	299,423 円
	扶養手当	8,505 円	7,988 円
	地域手当	10,447 円	9,635 円
	住居手当	7,961 円	9,042 円
	管理職手当	6,599 円	7,677 円
	そ の 他	7,035 円	6,697 円
	合 計	366,072 円	340,462 円

（注）平均給与月額その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所 697 事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した 168 事業所を対象に「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、賞与等の調査を実地によらない方法で 6 月 29 日から先行して実施した。この調査では、賞与等の特別給の状況及び民間企業における給与改定の状況等を調査した。

一方、月例給の調査については、実地調査を基本とし、感染予防対策を徹底した上で、8 月 17 日から 9 月 30 日までの期間で実施した。この調査では、公務と類似すると認められる 54 職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査した。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第 2 表に示すとおりである。係員においてベースアップを実施した事業所の割合は 27.9%（昨年 31.5%）となっており、昨年に比べて 3.6 ポイント減少している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第 3 表に示すとおりである。係員において定期昇給を実施した事業所のうち、昇給額を増額した事業所の割合は 15.8%（昨年 23.1%）となっており、昨年に比べて 7.3 ポイント減少している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第 2 表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係員	27.9 (31.5)	17.5 (9.4)	0.0 (0.0)	54.6 (59.1)
課長級	22.2 (24.3)	16.0 (12.1)	0.0 (0.0)	61.8 (63.6)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(注) 2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100 にならない場合がある（次表において同じ。）。

(注) 3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	% 77.8 (92.5)	% 75.3 (92.5)	% 15.8 (23.1)	% 3.1 (0.7)	% 56.3 (68.7)	% 2.5 (0.0)	% 22.2 (7.5)
課 長 級	75.7 (84.4)	72.1 (84.4)	12.9 (21.3)	3.2 (1.5)	55.9 (61.6)	3.6 (0.0)	24.3 (15.6)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給

前記の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第4表に示すとおり所定内給与月額の4.45月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を下回っている。

第4表 民間における特別給の支給状況

所 定 内 給 与 月 額	下半期 (A1)	345,634 円
	上半期 (A2)	344,612 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期 (B1)	765,199 円
	上半期 (B2)	771,810 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期 (B1/A1)	2.21 月分
	上半期 (B2/A2)	2.24 月分
	計	4.45 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.50 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(2) 月例給

月例給の比較については、従前より「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては一般行政職員（一般事務・技術）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法をとっている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公民較差を算出することとする。

4 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では0.1%上昇、札幌市では0.2%下降している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では286,794円（世帯人員平均2.93人、世帯主年齢平均60.1歳）となっている。

（参考資料 3 労働経済関係資料 参照）

5 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等についておおむね下記の勧告・報告を行った。

人事院の給与勧告等

1 特別給の改定等

(1) 特別給（期末・勤勉手当）の改定の内容と考え方

- ・ 民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ（年間支給月数4.50月→4.45月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映（2.60月→2.55月（一般の職員））
- ・ 再任用職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）は改定を見送り
- ・ 指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当を引下げ（1.40月→1.35月（再任用職員は0.75月→0.70月））
- ・ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当を引下げ（3.40月→3.35月）
- ・ 実施時期：法律の公布日

(2) 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与408,868円、平均年齢43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

2 公務員人事管理に関する報告

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る人事院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

(2) 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要

柔軟な働き方に対応した職場環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

イ ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

ウ 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取り組む。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

エ 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

オ 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

(4) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

6 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約 1.7 万円減少することとなる。

ア 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を 0.05 月分引き下げる必要がある。引下げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については 12 月期の期末手当から差し引き、令和 3 年度以降については 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める必要がある。なお、再任用職員の期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を見送ることとする。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

イ 月例給

前記 3 (2) の方法により算出した公民較差に基づき、別途必要な報告及び勧告を行うこととする。

ウ 実施時期

前記アの改定については、この改定を実施するための条例の公布の日からの実施とすることが適当である。ただし、令和 3 年度以降の期末手当の支給月数の改定については、令和 3 年 4 月 1 日からの実施とすることが適当である。

(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件

ア 人材の確保及び育成

我が国では少子高齢化の進展に伴い、過疎化の進行と人口減少という時代の転換期を迎えているが、本市においても人口減少の波が近づいてきており、少子化に伴う生産年齢人口の減少とともに高齢化率の更なる

上昇も見込まれている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という世界的にも未曾有の事態を受け、市民においてはこれまでの生活スタイルの変更を余儀なくされる中、感染拡大防止に努めつつ、市政の運営を行っていく必要がある。

このような状況のもと、本市では活気あるまちとして発展しつつ、多様化する市民ニーズを的確に捉えたサービスを迅速かつ持続可能な形で提供していく必要がある。行政サービスの維持・向上を図るためには、時代の変化に対応できる柔軟性を備えた有為な人材を確保するとともに、市民に寄り添った行政運営ができる職員を育成していくことが重要である。

(7) 人材の確保

少子高齢化及び進学・就職に伴う若年層の道外流出による生産年齢人口の減少、民間企業における採用活動の活発化等を背景に、近年、本市の採用試験申込者の減少が続き、職員採用を取り巻く環境は厳しさを増している。特に、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就職活動も大きく影響を受けているところである。

こうした状況の中、有為な人材を安定的に確保していくためには、本市で働きたいと感じてもらうことが重要であり、公務に対する魅力を周知するとともに、受験対象者のニーズに即した情報発信、試験制度の工夫などの各種施策を効果的に実施していくことが重要である。

また、近年は学生の情報入手の手段がインターネットを中心としたものとなっており、感染拡大防止の観点からもWEB等を活用した就職説明会の実施や、受験対象者が仕事内容を理解しやすいようなセミナー動画を配信するなどの情報発信に重点を置き展開すべきである。

特に、技術職については依然として人材確保が厳しい状況ではあるが、関係部局と連携・協力し、WEB説明会やインターンシップなどを通じて学生及び転職希望者に対して就職相談をする機会の増加に努めるとともに、受験しやすい試験制度についても検討する必要がある。

また、行政職員と同様に受検倍率が低下傾向にある教員については、令和元年度より、受検年齢要件を39歳以下から59歳以下までに拡大する、第1次検査会場に東京会場を追加するなど、人材確保に向けた取組を実施しているところであるが、今後も当該制度の変更の周知に努めるなど、受検者の増加を目指した取組を推進することが適当であ

る。

さらに、多様化した市民ニーズを踏まえ、行政サービスを展開するには、専門的な知識・経験を有した職員が必要であり、特に、児童福祉分野における体制の強化は本市における喫緊の課題であることから、福祉専門職員の採用についても取り組むべきである。

(イ) 人材の育成

本市では、札幌市職員人材育成基本方針（平成20年3月策定、令和2年3月一部修正）に基づき、市民自治によるまちづくりを推進する職員を育成するため、目指す職員像を明らかにしているところである。

社会や経済情勢の変化に応じた柔軟かつ高度な行政サービスを提供し、「市民が主役のまちづくり」を推進していくためには、職員が「市民感覚」を持ちつつ、基本方針で求められる様々な能力を発揮しながら、市内部の関係部局との連携をより一層図るとともに、市民や企業など多様な主体との協働が不可欠である。

そのため、職員は研修等を通じ職位等に応じて求められる能力を身に付けるとともに、「行政の仕事は常に市民のためにある」という認識のもと、市民目線で業務に取り組み、市民にわかりやすい言葉で伝えることができるよう研鑽していく必要がある。

これらの能力育成において、本市では職位・職責に応じた様々な研修の機会が設けられているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修のような一堂に会する形式の開催が難しいことから、ネットワーク環境を活用した研修の実施など、感染リスクを低減しつつ、研修効果の高い手法の検討が求められる。

また、管理職が職員の能力や適性に応じた指導・育成を行うことは、職員のモチベーションの向上と組織力の強化には不可欠である。現在、感染拡大防止に向け全庁的に取り組んでいる中、必要な体制確保を図るためには、管理職がマネジメント能力を発揮し、より円滑に事業を推進することが重要であることから、管理職への教育・研修について引き続き積極的に取り組むべきである。

この他、人事評価制度については、職員の能力・実績を適切に把握し、人員配置や昇任管理、給与処遇に的確に活用していくために、より効果的な評価結果の活用を検討するとともに、今後も評価の更なる信頼性向上に向けた取組を進めていく必要がある。

近年、本市の職員構成の比率が上昇してきている若年者及び女性に

については、職員のキャリアデザイン形成や自己啓発を支援するための研修を実施し、職員の意欲向上を図るほか、職員が働きやすい環境の整備を推進することが重要である。これからの行政運営を担う若手職員や女性職員の知識、経験及び能力を十分に発揮するためには、時代に即した昇任試験制度や受験環境の見直しなどの試験制度を検討し、多様な人材活用を図る必要がある。また、女性職員については昇任への不安を抱える職員も多いことから、個々の事情にかかわらず昇任を目指し、昇任しても働きやすい環境の整備が求められる。

イ ワーク・ライフ・バランスの実現

職員が育児や介護などの様々な事情を有しながら働く中で、各々が公務において能力を十分に発揮するためには、柔軟な働き方が可能な環境の整備が重要である。

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の公務能率の向上、心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現につながる重要な課題であり、継続的な取組が求められる。

全国的に働き方改革が進む中、本市においても、条例及び人事委員会規則を改正し、昨年4月から時間外勤務の上限を原則月45時間、年360時間に規制し、任命権者において、その適切な運用に努めているところである。

長時間労働の是正を進めるためには、職員一人ひとりが計画的な業務執行に努めるとともに、管理監督者が職員の勤務時間の適正な把握などマネジメント能力を十分に発揮することが重要である。加えて、業務効率向上のため、AI（人工知能）やRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）などのICT（情報通信技術）の活用についての積極的な検討が望まれる。

全国的な課題である教員の長時間労働については、本市教育委員会が本年6月に「札幌市立学校における働き方改革に向けて（指針）」を策定し、業務負担軽減に取り組んでいる。本指針に基づいた取組を確実に実行し、長時間労働解消を着実に進めることが必要である。

(イ) 仕事と家庭生活の両立支援

任命権者は、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」を策定し、子育て支援の取組や制度の周知、利用促進を行うなど、仕事と家庭生活の両立を支援しているところである。引き続き、男女問わず仕事と家

庭生活の両立支援制度がより一層活用されるよう努める必要がある。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的から、本市においても、時差出勤や在宅勤務を実施している。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、その課題や効果について検証し、多様な働き方につなげていく必要がある。

ウ 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員が心の健康を保つことは、職員が公務に対して能力を発揮し、さらに組織全体の活力が維持・向上されることにつながり、効率的な公務運営や質の高い行政サービス提供のために重要である。

本市における休務・休職者のうち、メンタルヘルスの不調を要因とする者の割合が高い状況が続いている。これまで、任命権者においては、1次予防としてストレスチェックの実施、2次予防として相談窓口設置による早期発見の取組、3次予防として職場復帰や再発防止のための職場リハビリなどの対策を講じてきたところであるが、引き続き職員の心の健康保持に取り組む必要がある。とりわけ新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、職員が公私にわたりストレスを受けやすい環境にあるため、メンタルヘルスへの配慮がこれまで以上に求められる。

管理監督者においては、職員の職場での様子に気を配り、働きやすい職場づくりに努めることが重要である。職員においては、日頃から自らの心の不調やストレスに気を配り、ストレスチェックの結果などを活用して、セルフケアを行うことが望まれる。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントは職員の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げるばかりでなく、周囲の職員の勤務環境を悪化させて公務運営に支障を来すものである。その防止について組織全体で取り組む必要がある。

本年6月からは、厚生労働省が制定した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等が適用されている。

任命権者においては、これまでも相談窓口の整備や研修の実施などハラスメント防止に継続的に取り組んできたところであり、引き続き本指針等に基づく措置等の確実な実施が不可欠である。管理監督者においては、日頃からハラスメントを未然に防止するよう努めるとともに、問題が発生した際は迅速に対応すること、職員においては、一人ひとりがハ

ラストメントを行わないという意識を高めていくことが求められる。

オ サービス規律の確保

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人ひとりが、全体の奉仕者として法令を遵守し、公正に職務を遂行することが不可欠である。

本市においては、これまでも公務員倫理の確保に取り組んできたところであるが、昨年度も飲酒運転やわいせつ行為等の不祥事が発生した。

今後もあらゆる機会を通じ、公務員倫理の周知徹底を図り、不祥事を発生させない職場風土を形成することが必要である。また、本年4月から導入された内部統制の取組を確実に実行し、適正な事務処理を確保することが欠かせない。

職員は、不祥事や職務上のミスが市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、公私にわたる法令遵守意識と高い倫理観を持って行動することが求められる。

カ 高齢期雇用の在り方

本年3月、公務員の段階的な定年の引上げやそれに伴う給与水準の設定、役職定年制等を主な内容とする定年引上げ関連法案が通常国会に提出された。その後、国家公務員法等の一部を改正する法律案は廃案となったものの、地方公務員法の一部を改正する法律案については継続審議となっており、また、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」こととされている。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少等に伴い、ますます複雑多様化する行政需要・行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上していくためには、公務において培った知識、技術、経験等が豊富な高齢層職員を最大限活用していくことが不可欠である。

このような状況を踏まえ、本市においても、定年の引上げを見据えて、国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、再任用職員を含めた高齢層職員の給与処遇及び人事管理上の諸課題について検討していく必要がある。

(おわりに)

行政需要の複雑・高度化が引き続く中、本年においては新型コロナウイルス

感染症の感染拡大による急激な社会経済情勢の変化により、行政が担うべき役割や職員の勤務環境についても状況に応じた対応が必要とされている。

そのような現下においても、職員は日々職務に励んでいるところであるが、市民の安心・安全な生活を確保しながら、安定的に行政サービスを提供するために、個々が高い意識を持ち続けるとともに、より効率的で、柔軟な行政運営体制の整備が求められる。

市議会及び市長にあつては勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施されることを期待する。

勸 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 期末手当

期末手当については、以下のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和2年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30
第10表 再任用職員の給料表別、級別人員	32

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	33
第11表 産業別、企業規模別事業所数	34
第12表 民間における家族手当の支給状況	35
第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	35

3 労働経済関係資料

第14表 労働経済指標	38
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 2 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 2 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。ただし、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第1表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	その他	
行政職	7,958	299,423	7,988	9,635	317,046	9,042	7,677	6,697	340,462
消防職	1,712	293,611	12,967	9,387	315,965	7,877	3,745	7,915	335,502
医師職	28	522,607	7,536	101,988	632,131	3,857	107,282	177,520	920,790
教育職 (高校・特別支援)	587	387,100	11,535	12,072	410,707	6,427	3,780	7,251	428,165
教育職 (小・中・幼稚園)	6,829	357,843	7,732	11,143	376,718	6,870	5,888	6,491	395,967
計	17,114	325,525	8,505	10,447	344,477	7,961	6,599	7,035	366,072

(参考)

現業職	1,042	314,171	10,800	9,749	334,720	5,546	—	7,483	347,749
企業職 (交通)	475	314,632	10,840	10,059	335,531	6,544	9,833	7,758	359,666
企業職 (水道)	549	309,518	10,322	9,741	329,581	9,461	4,419	7,441	350,902
企業職 (病院)	1,046	313,287	7,158	20,281	340,726	9,845	6,924	51,071	408,566
全給料表計	20,226	323,617	8,658	10,891	343,166	7,941	6,293	9,363	366,763

(注) 1 給料には、切替に伴う経過措置額を含む。

2 教育職(高校・特別支援)及び教育職(小・中・幼稚園)の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3 その他とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

4 再任用職員は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)

5 特定任期付職員給料表適用職員はいないため、表中の記載は省略した(以下、第9表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平均 年 齢	平均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	39.3	15.5	0.1	19.0	12.7	68.3	62.6	37.4
消 防 職	38.5	17.0	—	45.3	13.0	41.7	96.4	3.6
医 師 職	53.5	10.0	—	—	—	100.0	42.9	57.1
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	44.9	14.1	—	—	1.0	99.0	63.0	37.0
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	41.9	16.7	—	—	3.7	96.3	49.4	50.6
計	40.5	16.0	0.0	13.4	8.7	77.9	60.7	39.3

(参 考)

現 業 職	46.7	21.8	3.6	93.5	2.9	—	82.0	18.0
企 業 職 (交 通)	44.4	21.2	—	64.0	9.3	26.7	96.0	4.0
企 業 職 (水 道)	41.7	18.2	0.2	40.6	6.0	53.2	90.0	10.0
企 業 職 (病 院)	39.1	11.7	—	0.3	50.0	49.7	30.2	69.8
全 給 料 表 計	40.8	16.3	0.2	18.7	10.5	70.5	61.8	38.2

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

年齢	給料表	行政職	消防職	医師職	教育職 (高校・特別支援)
	歳	人	人	人	人
18以下		28	15		
19		27	19		
20		52	10		
21		46	23		
22		161	48		5
23		218	51		6
24		248	54		6
25		255	57		13
26		287	54		6
27		239	60		10
28		263	60		7
29		286	65		13
30		225	52		12
31		244	70		9
32		261	63		7
33		249	78	1	14
34		194	43	1	6
35		186	49	1	12
36		191	37		14
37		202	27		7
38		176	29		18
39		205	30		18
40		204	24		13
41		235	28	1	20
42		217	29		19
43		215	39		15
44		170	35		17
45		188	40		22
46		200	43	3	17
47		232	35	1	18
48		167	37		25
49		165	36	2	20
50		169	27		21
51		178	27	1	18
52		171	30		16
53		158	15	1	18
54		167	31		18
55		185	44		30
56		188	44	3	24
57		168	57	2	22
58		163	44	2	23
59		175	53	1	28
60以上				8	
計		7,958	1,712	28	587
平均年齢		39.3歳	38.5歳	53.5歳	44.9歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
		構成比
人	人	%
	43	0.3
	46	0.3
	62	0.4
1	70	0.4
112	326	1.9
162	437	2.6
173	481	2.8
191	516	3.0
193	540	3.2
185	494	2.9
173	503	2.9
190	554	3.2
170	459	2.7
181	504	2.9
167	498	2.9
178	520	3.0
158	402	2.3
160	408	2.4
178	420	2.5
191	427	2.5
201	424	2.5
156	409	2.4
187	428	2.5
172	456	2.7
140	405	2.4
115	384	2.2
119	341	2.0
152	402	2.3
176	439	2.6
152	438	2.6
154	383	2.2
147	370	2.2
181	398	2.3
188	412	2.4
245	462	2.7
212	404	2.4
202	418	2.4
221	480	2.8
238	497	2.9
252	501	2.9
220	452	2.6
236	493	2.9
	8	0.0
6,829	17,114	100.0
41.9歳	40.5歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4		5	
	区分	人員	平均給料月額									
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	28	147,400										
19	27	151,107										
20	52	157,263										
21	46	163,483										
22	161	176,891										
23	218	181,717										
24	248	187,920										
25	255	194,012										
26	287	199,718										
27	239	205,140										
28	262	211,285										
29	285	217,699	1	231,900								
30	128	220,644	97	231,288								
31	60	221,785	184	234,724								
32	21	221,810	240	239,942								
33	3	223,533	240	246,550			6	275,933				
34	1	222,900	184	254,192			9	284,411				
35			171	262,749			15	291,440				
36	1	229,500	151	269,004	6	296,500	33	299,315				
37			125	271,992	42	300,407	33	307,227	2	315,800		
38			67	276,148	67	305,531	38	318,958	4	331,850		
39			31	279,106	107	309,692	48	327,023	19	343,889		
40			15	276,880	114	315,201	49	332,431	25	349,620		
41			21	286,048	121	320,883	53	338,064	40	359,028		
42			13	286,177	110	325,223	52	349,344	42	367,629		
43			8	292,175	103	330,286	51	352,771	53	374,508		
44			3	285,733	79	333,273	31	363,297	56	380,007		
45			7	297,943	85	337,339	36	371,533	53	385,585		
46			5	303,340	77	340,940	29	377,783	72	390,506		
47			7	298,714	40	341,223	87	369,437	75	393,813		
48			2	310,300	23	342,096	71	372,601	49	396,255		
49			3	296,333	9	342,100	79	374,381	45	399,347		
50			1	285,800	2	341,800	99	376,688	47	400,751		
51			3	308,500	4	344,075	83	379,772	41	402,022		
52			2	304,250	4	343,050	75	381,756	47	401,755		
53							56	383,950	53	402,662		
54							66	385,865	47	406,949		
55							65	388,977	47	406,081		
56							59	388,678	66	407,324		
57							70	389,711	44	407,168		
58							63	391,171	41	411,183		
59							56	393,180	54	410,676		
60以上												
計	2,322	197,741	1,581	254,387	993	324,109	1,412	366,232	1,022	392,591		
平均年齢	26.3歳		34.8歳		42.6歳		48.9歳		49.8歳			

(注) 平均給料月額には、切替に伴う経過措置額を含む(以下、本表において同じ。)

6		7		8		9		10		全級計	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										28	147,400
										27	151,107
										52	157,263
										46	163,483
										161	176,891
										218	181,717
										248	187,920
										255	194,012
1	291,900									287	199,718
										239	205,140
										263	211,591
										286	217,748
										225	225,232
										244	231,543
										261	238,483
										249	246,980
										194	255,432
										186	265,063
										191	274,898
										202	284,090
										176	297,843
						1	460,200			205	312,294
										204	321,450
										235	328,138
										217	336,871
1	395,700									215	345,103
7	406,071									170	353,671
										188	358,580
17	413,059									200	369,316
23	414,204									232	374,757
20	417,410	1	448,200	1	472,400					167	381,011
27	419,881	2	447,650							165	386,344
14	420,929	3	451,500	3	482,067					169	389,293
28	422,329	12	451,225	7	481,243					178	398,396
31	423,648	9	451,200	3	476,000					171	398,344
21	427,938	10	455,500	17	485,400	1	517,000			158	412,359
25	426,256	11	454,809	16	486,413	2	521,600			167	413,646
28	427,261	23	458,557	17	484,606	5	526,880			185	420,282
28	425,607	14	455,814	16	486,013	5	525,160			188	417,637
19	428,016	11	455,673	22	482,732	2	517,700			168	416,639
19	425,579	17	451,676	14	485,114	9	521,633			163	421,798
17	425,635	21	454,586	16	486,700	11	528,600			175	426,163
326	422,063	134	454,454	132	484,569	36	522,925	0	—	7,958	299,423
52.7歳		55.7歳		55.9歳		57.1歳		—		39.3歳	

その2 消防職給料表

年齢	級 区分	1		2		3		4		5	
		人員	平均 給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 以下	15	154,300									
19	19	157,100									
20	10	165,130									
21	23	169,635									
22	48	182,235									
23	51	186,843									
24	54	192,306									
25	57	199,567									
26	54	206,335									
27	60	211,675									
28	60	218,642									
29	28	221,839	37	233,300							
30	4	219,450	48	236,802							
31	4	222,350	66	242,386							
32			63	248,768							
33			78	257,335							
34			43	267,353							
35			49	273,453							
36			24	278,717	13	301,415					
37			7	278,657	18	305,439	2	323,100			
38			2	282,200	22	309,714	4	319,050	1	336,600	
39					30	317,903					
40			1	304,700	20	322,250	3	336,000			
41			1	306,700	23	329,774	3	353,700	1	370,000	
42					23	332,304	6	355,517			
43					29	336,652	4	361,325	6	380,317	
44					27	340,063	5	365,620	3	383,600	
45					25	343,544	10	368,670	5	393,060	
46					27	345,763	8	366,863	6	393,567	
47					3	342,933	26	369,827	6	396,450	
48							25	373,432	11	397,155	
49					2	351,450	26	376,327	7	401,886	
50							19	379,400	6	398,533	
51							19	382,105	5	400,220	
52							17	383,918	8	401,613	
53							6	387,467	3	403,200	
54							21	388,948	9	405,156	
55							24	391,088	14	405,821	
56							25	391,168	8	404,013	
57							30	392,533	13	406,631	
58							25	393,460	10	408,870	
59							35	395,289	11	411,327	
60 以上											
計	487	196,772	419	254,061	262	328,398	343	381,505	133	400,759	
平均年齢	25.2歳		33.0歳		42.1歳		52.5歳		52.6歳		

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額						
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										15	154,300
										19	157,100
										10	165,130
										23	169,635
										48	182,235
										51	186,843
										54	192,306
										57	199,567
										54	206,335
										60	211,675
										60	218,642
										65	228,363
										52	235,467
										70	241,241
										63	248,768
										78	257,335
										43	267,353
										49	273,453
										37	286,692
										27	299,804
										29	310,031
										30	317,903
										24	323,238
										28	332,950
										29	337,107
										39	345,900
										35	347,446
										40	356,015
2	411,700									43	359,426
										35	372,086
1	413,700									37	381,573
1	423,500									36	381,225
1	426,900			1	475,200					27	388,959
2	420,550	1	452,000							27	390,896
3	425,600			2	479,050					30	399,147
4	422,375	2	449,750							15	408,227
				1	482,700					31	396,677
2	432,750	1	451,200	3	484,800					44	405,425
8	426,338	2	454,450			1	518,400			44	405,666
8	424,875	3	448,900	3	480,667					57	407,893
4	429,400	2	459,200	3	479,300					44	409,070
3	428,433	2	453,700	2	479,800					53	405,887
39	424,949	13	452,623	15	480,660	1	518,400	0	—	1,712	293,611
55.1歳		56.4歳		56.3歳		56.3歳		—		38.5歳	

その3 医師職給料表

年齢	級	1		2		3	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18 以下							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33				1	389,500		
34		1	367,000				
35				1	389,500		
36							
37							
38							
39							
40							
41						1	452,600
42							
43							
44							
45							
46						3	487,267
47						1	468,100
48							
49						2	489,400
50							
51							
52							
53						1	536,800
54							
55							
56						2	541,100
57							
58						1	541,100
59						1	541,100
60 以上						3	537,333
計		1	367,000	2	389,500	15	511,633
平均年齢		34.3歳		34.5歳		53.4歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		1	389,500
		1	367,000
		1	389,500
		1	452,600
		3	487,267
		1	468,100
		2	489,400
1	561,900	1	561,900
		1	536,800
1	571,600	3	551,267
2	579,250	2	579,250
1	579,700	2	560,400
		1	541,100
5	588,160	8	569,100
10	581,250	28	522,607
59.4歳		53.5歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級 区分	1		2		特2	
		人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				5	215,832		
23				6	218,061		
24				6	224,958		
25				13	236,770		
26				6	243,893		
27				10	265,601		
28				7	273,682		
29				13	281,165		
30				12	289,446		
31				9	298,647		
32				7	307,817		
33				14	322,624		
34				6	330,191		
35				12	340,573		
36				14	349,705		
37				7	352,340		
38				18	367,037		
39				18	374,765		
40				13	384,535		
41				20	385,478		
42				19	392,197		
43				15	395,242		
44				17	406,881		
45				22	408,944		
46				17	419,875		
47				18	419,796		
48				20	421,976	2	433,888
49				20	428,195		
50				18	430,220		
51				16	430,373		
52				14	429,808		
53				16	433,559		
54				16	430,922		
55				27	432,917		
56				20	432,363		
57				20	434,071		
58				20	434,631		
59				22	433,596		
60以上							
計		0	—	553	382,548	2	433,888
平均年齢		—		44.3歳		48.5歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				5	215,832
				6	218,061
				6	224,958
				13	236,770
				6	243,893
				10	265,601
				7	273,682
				13	281,165
				12	289,446
				9	298,647
				7	307,817
				14	322,624
				6	330,191
				12	340,573
				14	349,705
				7	352,340
				18	367,037
				18	374,765
				13	384,535
				20	385,478
				19	392,197
				15	395,242
				17	406,881
				22	408,944
3	446,833			17	419,875
				18	419,796
3	452,933			25	425,912
				20	428,195
2	447,450			21	433,465
1	457,000	1	468,100	18	432,270
2	461,550			16	433,901
1	462,700	1	478,600	18	436,669
2	458,750	1	485,800	18	435,336
				30	436,402
2	456,150	2	471,650	24	437,619
2	457,350			22	436,187
		3	475,533	23	439,966
1	456,400	5	474,100	28	441,643
19	454,626	13	474,838	587	387,100
53.3歳		57.6歳		44.9歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

年齢	級 区分	1		2		特2	
		人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21				1	193,856		
22				112	213,963		
23				162	218,610		
24				173	226,717		
25				191	234,653		
26				193	244,362		
27				185	256,893		
28				173	269,508		
29				190	280,467		
30				170	290,667		
31				181	298,380		
32				167	308,663		
33				178	317,195		
34				158	326,663		
35				160	334,899		
36				178	343,574		
37				191	352,519		
38				201	360,217		
39				156	369,472		
40				187	375,773		
41				172	379,855		
42				140	384,820		
43				115	389,404		
44				119	395,123		
45				147	400,109	5	408,491
46				162	403,539	7	415,866
47				129	407,816	13	418,880
48				127	411,505	8	418,964
49				116	412,933	8	421,993
50				150	414,821	6	423,401
51				140	416,561	9	424,967
52				178	418,031	7	425,390
53				161	418,842	1	425,048
54				154	419,577	4	425,620
55				161	420,522	3	426,123
56				178	420,798	1	425,568
57				182	421,161		
58				153	421,415		
59				163	421,345		
60以上							
計		0	—	6,154	349,532	72	420,846
平均年齢		—		40.5歳		49.8歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				1	193, 856
				112	213, 963
				162	218, 610
				173	226, 717
				191	234, 653
				193	244, 362
				185	256, 893
				173	269, 508
				190	280, 467
				170	290, 667
				181	298, 380
				167	308, 663
				178	317, 195
				158	326, 663
				160	334, 899
				178	343, 574
				191	352, 519
				201	360, 217
				156	369, 472
				187	375, 773
				172	379, 855
				140	384, 820
				115	389, 404
				119	395, 123
				152	400, 384
7	420, 443			176	404, 702
10	423, 220			152	409, 776
19	424, 442			154	413, 489
23	425, 870			147	415, 450
23	427, 330	2	434, 800	181	416, 916
38	427, 845	1	435, 400	188	419, 345
53	428, 211	7	439, 343	245	421, 052
33	429, 115	17	439, 912	212	422, 160
18	429, 361	26	443, 412	202	423, 637
24	429, 663	33	444, 309	221	425, 142
19	429, 316	40	443, 058	238	425, 239
17	429, 400	53	441, 791	252	426, 056
8	428, 788	59	442, 453	220	427, 325
13	430, 146	60	443, 337	236	427, 421
305	427, 858	298	442, 590	6, 829	357, 843
52. 9歳		57. 1歳		44. 9歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3						1			1	
4										
5										
6										
7										
8										
9	28			1						
10	1			1						
11	2									
12	28									
13	4									
14	2									
15										
16	29			1						
17	2			10						
18				2						
19	17	42								
20	31	19							1	
21	3	158		6						
22	15	44		7						
23		29		4						
24	28	13		1	1					
25	3	149		20	1				1	
26	22	32		4					2	
27	2	31		2				1	3	
28	40	25		4				1	2	
29	153	160		23	3				2	
30	18	36		7					2	
31	4	39		4					4	
32	151	12		2	4				1	
33	32	71		22	2				2	
34	30	14		15				1	2	
35	5	21		3					2	
36	184	16		4	1				1	
37	54	103		16	14			2	4	
38	25	23		10	4			2	2	
39	5	22	19	3	2			4		
40	220	14	8	4	2			6	1	
41	44	83	50	36	18			7		
42	17	26	25	5	3			7		
43	27	40	15	6	3			9		
44	208	17	13	6	2			7	1	

級 号俸	1	2	3	4	5
45	33	89	31	27	26
46	26	34	12	10	6
47	20	20	27	4	4
48	174	13	15	9	3
49	47	78	53	26	16
50	26	27	18	3	26
51	33	8	13	8	4
52	46	3	23	5	
53	134	10	47	22	12
54	34	5	15	17	17
55	38	8	14	8	34
56	50	4	21	5	1
57	189	4	41	8	7
58	27	5	13	7	15
59	5	3	16	4	2
60	2	3	5	4	4
61	2		32	10	4
62	2	5	23	2	5
63			7	4	8
64		3	16	7	20
65		2	31	30	6
66			35	30	4
67		4	19	37	3
68		4	5	22	7
69			25	19	30
70		3	16	24	12
71			11	26	15
72			10	19	21
73		3	11	17	32
74			10	12	18
75			26	26	10
76			24	21	12
77			14	13	14
78			6	13	40
79			20	30	10
80			7	18	6
81		2	33	5	16
82		1	3	19	25
83			11	46	12
84			9	29	29
85			41	18	10
86			8	21	14
87			9	26	26
88			4	12	12

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		5		
		6	1	
		2		
		10		
1	3	2		
2	3	5		
	2	5	1	
	5	4		
	3	2		
	6	4		
1	4	7		
1	7	2		
2	8	4		
1	4	4		
3	7	1		
1	4	2		
3	8	1		
5	7	3		
13	13	1		
3	4	9		
5	2	1		
9	11	1		
3	3	2		
10	5	2		
6	5			
8	2			
8	3			
13	2			
16	2			
11	3			
13	4			
9				
5	1			
5				
11				
8				
15				
15				
14	1			
8	1			
10	1			
14				
10				
11				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
90			8	7	13	3				
91			9	27	22	15				
92			9	22	26	6				
93			4	10	18	5				
94			2	12	24	4				
95				18	16	4				
96			1	17	27	4				
97				16	12	2				
98				15	6	4				
99				27	16	2				
100				11	11	2				
101				21	9					
102				20	9					
103				53	12					
104				33	9	1				
105				26	13					
106				16	8					
107				14	10					
108				13	12					
109				20	9					
110		1		8	3					
111				18	4					
112				5	3					
113				3	2					
114				1	4					
115				3	5					
116				2	7					
117				2	5					
118				1	13					
119					7					
120					5					
121				2	9					
122				1	15					
123				2						
124										
125				16						
計	2,322	1,581	993	1,412	1,022	326	134	132	36	0
構成比	29.2%	19.9%	12.5%	17.7%	12.8%	4.1%	1.7%	1.7%	0.5%	—
適用職員数	7,958人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13	19									
14	3									
15	1									
16	12									
17	1									
18	1									
19	1	14								
20	10	4								
21		44								
22	1	9								
23	11	12								
24	11	4								
25		38								
26	8	16								
27	1	6							1	
28	18	2								
29	1	37								
30	7	9								
31	2	15								
32	18	10								
33	29	29		1	1					
34	18	7								
35	2	15		2						
36	16	3						1		
37	18	13		4				1		
38	13	4						1		
39	3	2	2					1		
40	17		2							
41	15	36	18					3		
42	18	4	2							
43	5	3	3							
44	21	2	1					1		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	18	31	12	1	
46	1	5	12		
47	13	6	4		
48	20	2	2		
49	18	30	6		
50	5	5	3	1	
51	15		7		1
52	27		3		
53	23		5	2	
54	3		6	1	2
55	11		2	4	2
56	3		3		
57	22		6	1	
58	7			2	
59				4	1
60			9	1	1
61			10	1	1
62				4	
63			1	4	
64			2	2	
65		1	7	10	
66			2	6	
67		1	2	5	1
68			3	4	1
69			18	8	1
70			3	5	1
71			6	7	1
72				6	4
73			7	4	
74			2	6	5
75			2	8	5
76			2	4	1
77			3	3	2
78			3	1	3
79			17	8	4
80			7	2	
81			2	8	2
82				4	7
83			6	1	2
84			1	5	2
85			11	7	2
86			2	4	1
87				7	6
88				8	3

6	7	8	9	10
人	人	1 1	人	人
	1	1		
	2	2		
	3 1 1	1		
1 1 1	1 1			
	1			
	4			
2 2 1				
1 4				
2 1 2 1				
1 1				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
90			25	5	1	2				
91				6	6	1				
92					7	2				
93			2	1	8	3				
94			2	1	4	1				
95			5	3	9					
96					1					
97				4	2					
98				7	3					
99				7	8					
100				6	1					
101				4	3	2				
102				8	1					
103				13	1					
104				22	1					
105				32	1					
106				1						
107			1	14	1					
108				7	2					
109				7	1					
110				10						
111				14	1					
112				2						
113										
114				1						
115										
116										
117										
118										
119										
120					1					
121					3					
122										
123										
124										
125										
計	487	419	262	343	133	39	13	15	1	0
構成比	28.4%	24.5%	15.3%	20.0%	7.8%	2.3%	0.8%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,712人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19		2		
20			1	
21				
22				
23			1	
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32			1	
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39	1			
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号俸	1	2
	人	人
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	1	2
構成比	3.6%	7.1%
適用職員数 28人		

3	4
人	人
	1
1	
	1
	1
	1
1	1
1	1
	1
1	1
	2
6	
15	10
53.6%	35.7%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		6			
3					
4		5			
5		2			
6		1			
7					
8		1			
9					
10		5			
11					
12		4			
13		2			
14		5			
15					
16		1			
17		1			
18		2			
19					
20		3			
21					
22		4			
23		1			
24		4			
25					
26		5			1
27		1			
28		3			
29		2			2
30		4			
31		1			2
32		5			
33					
34		4			2
35		2			3
36		3			1
37		1			1
38		5			
39		1			1
40		3			
41		1			
42		1			
43					
44		7			
45					
46		1			
47		2			
48		3			
49		3			
50		5			
51		1			
52		6			

級 号俸	1	2
53	人	人
54		2
55		3
56		1
57		5
58		3
59		
60		1
61		5
62		2
63		6
64		2
65		4
66		1
67		3
68		
69		
70		2
71		
72		8
73		6
74		4
75		7
76		12
77		1
78		3
79		3
80		7
81		
82		3
83		1
84		6
85		2
86		11
87		1
88		8
89		
90		
91		2
92		7
93		3
94		6
95		2
96		8
97		
98		2
99		2
100		3
101		5
102		4
103		3
104		6

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
			105		2			
			106		3			
			107		1			
			108		3			
			109		4			
			110		4			
			111					
			112		10			
	2		113		4			
	4		114		10			
			115		2			
			116		5			
			117		1			
			118		10			
		1	119		2			
		1	120		5			
		1	121		1			
		1	122		9			
		1	123		2			
		2	124		2			
		1	125		4			
		2	126		3			
			127		10			
		1	128		7			
			129		9			
			130		3			
			131		6			
			132		5			
		1	133		3			
1			134		6			
			135		9			
1		1	136		4			
			137		7			
			138		9			
			139		3			
			140		7			
			141		12			
			142		10			
			143		14			
			144		8			
			145		34			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	553	2	19	13
			構成比	—	94.2%	0.3%	3.2%	2.2%
適用職員数				587人				

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6		1			
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		129			
14		1			
15					
16		138			
17		11			
18		20			
19		3			
20		114			
21		6			3
22		46			14
23		7			38
24		96			32
25		23			11
26		70			18
27		6			44
28		86			13
29		5			7
30		62			26
31		9			13
32		80			8
33		19			9
34		50			14
35		11			8
36		62			6
37		15			4
38		65			3
39		9			3
40		70			3
41		15			7
42		61			5
43		14			2
44		75			2

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	人	人	人	人
46		13			2
47		57			1
48		10			1
49		74			
50		27			1
51		77			
52		20			
53		62			
54		25			
55		66			
56		24			
57		68			
58		28			
59		53			
60		14			
61		53			
62		33			
63		63			
64		16			
65		63			
66		17			1
67		48			1
68		21	1		
69		68			
70		31	1		1
71		61	2		1
72		21	1		1
73		63			3
74		34			1
75		60	1		6
76		23	1		3
77		67	2		4
78		24			6
79		64	4		10
80		29			8
81		47	4		13
82		28	2		4
83		61	1		15
84		22	3		11
85		47	5		30
86		22	4		10
87		49	7		15
88		20	3		21
		60	5		27

級 号俸	1	2	特2	3	4
89	人	人	人	人	人
90		28	8	11	
91		49	5	7	
92		26	3	17	
93		52	2	15	
94		39	3	14	
95		66		8	
96		27		8	
97		57	1	7	
98		23	2	7	
99		42		3	
100		23	1	4	
101		33		2	
102		21		1	
103		27		2	
104		22		3	
105		29		2	
106		21		2	
107		21			
108		19			
109		28			
110		21			
111		29			
112		22			
113		44			
114		13			
115		52			
116		26			
117		31			
118		14			
119		41			
120		13			
121		48			
122		21			
123		44			
124		19			
125		38			
126		19			
127		45			
128		15			
129		51			
130		25			
131		52			
132					

級 号俸	1	2	特2	3	4
133	人	人	人	人	人
134		31			
135		34			
136		40			
137		45			
138		43			
139		39			
140		45			
141		52			
142		77			
143		45			
144		71			
145		57			
146		62			
147		42			
148		60			
149		53			
150		67			
151		63			
152		48			
153		56			
154		96			
155		69			
156		67			
157		70			
計	0	6,154	72	305	298
構成比	—	90.1%	1.1%	4.5%	4.4%
適用職員数 6,829人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給職員数	全職員		受給職員	
			平均手当月額	平均扶養親族数	平均手当月額	平均扶養親族数
	人	人	円	人	円	人
行政職	7,958	3,067 (38.5)	7,988	0.7	20,728	1.9
消防職	1,712	1,045 (61.0)	12,967	1.3	21,244	2.1
医師職	28	11 (39.3)	7,536	0.8	19,182	2.1
教育職 (高校・特別支援)	587	296 (50.4)	11,535	1.0	22,875	2.1
教育職 (小・中・幼稚園)	6,829	2,473 (36.2)	7,732	0.7	21,353	1.9
計	17,114	6,892 (40.3)	8,505	0.8	21,120	1.9

- (注) 1 受給職員数欄の()内は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。
 2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該
 4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。

職員の扶養親族数					
子	子以外				合計
	学齢加算	配偶者	父母等	小計	
手当月額 11,000円	1人当たり 6,000円	手当月額 7,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,059	978	1,637	228	1,865	5,924
1,392	266	721	35	756	2,148
11	1	11	1	12	23
422	139	169	16	185	607
3,442	1,052	1,057	176	1,233	4,675
9,326	2,436	3,595	456	4,051	13,377

子1人につき6,000円が加算されるものである。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数					平 均 手当月額 円
	人	20%	16%	3%	その他	
行 政 職	7,958	24	0	7,933	1	9,635
消 防 職	1,712	2	0	1,709	1	9,387
医 師 職	28	0	28	0	0	101,988
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	587	0	0	587	0	12,072
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,829	0	0	6,829	0	11,143
計	17,114	26	28	17,058	2	10,447

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される(その他区分欄の職員のうち、行政職の1名は10%、消防職の1名は6%が支給されている。)

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数 人
行 政 職	7,958
消 防 職	1,712
医 師 職	28
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	587
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,829
計	17,114

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,749 (34.5)	9,042	26,176	762	1,986	2,748 (34.5)	26,181	1 (0.0)	13,500
512 (29.9)	7,877	26,339	122	389	511 (29.8)	26,364	1 (0.1)	13,500
4 (14.3)	3,857	27,000	0	4	4 (14.3)	27,000	0 (—)	—
146 (24.9)	6,427	25,842	43	103	146 (24.9)	25,842	0 (—)	—
1,798 (26.3)	6,870	26,091	533	1,265	1,798 (26.3)	26,091	0 (—)	—
5,209 (30.4)	7,961	26,154	1,460	3,747	5,207 (30.4)	26,159	2 (0.0)	13,500

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五
 訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。
 身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区
 ら居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給職員数	平均手当月額		局長	部長
			全職員	受給職員		
行政職	7,958 人	643 人 (8.1)	7,677 円	95,016 円	35 人 (0.4)	133 人 (1.7)
消防職	1,712	68 (4.0)	3,745	94,276	1 (0.1)	15 (0.9)
医師職	28	25 (89.3)	107,282	120,156	1 (3.6)	21 (75.0)
教育職 (高校・特別支援)	587	32 (5.5)	3,780	69,341	—	—
教育職 (小・中・幼稚園)	6,829	603 (8.8)	5,888	66,681	—	—
計	17,114	1,371 (8.0)	6,599	82,376	37 (0.2)	169 (1.0)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課長	係長	校長	副校長	教頭	園長
人 460 (5.8)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
52 (3.0)	—	—	—	—	—
3 (10.7)	—	—	—	—	—
—	—	13 (2.2)	6 (1.0)	13 (2.2)	—
—	—	294 (4.3)	—	300 (4.4)	9 (0.1)
515 (3.0)	15 (0.1)	307 (1.8)	6 (0.0)	313 (1.8)	9 (0.1)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

第10表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	342				248	66		28				
消防職	98				89	9						
教育職 (高校・特別支援)	66		66									
教育職 (小・中・幼稚園)	218		218									
計	724											
60歳	225											
61歳	169											
62歳	123											
63歳	102											
64歳	105											

(注) 1 該当人員のいる給料表についてのみ掲載した(下表において同じ。)

2 該当人員0の級は空欄とした(下表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2				2							
教育職 (高校・特別支援)	14		14									
教育職 (小・中・幼稚園)	354		354									
計	370											
60歳	53											
61歳	70											
62歳	81											
63歳	92											
64歳	74											

2 民間給与関係資料

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和 2 年 4 月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

ア 昨年 8 月から本年 7 月までの特別給の支給実績

イ 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 本年 4 月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6 月 29 日から 7 月 31 日までの間
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8 月 17 日から 9 月 30 日までの間

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所

令和 2 年 4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 697 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって 17 層に層化し、これらの層から 168 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

第11表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左 の う ち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	683	149	21	67	11	18	32
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	82	12	4	3	0	2	3
製 造 業	69	16	2	2	2	3	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	171	46	7	27	3	3	6
卸 売 業 ・ 小 売 業	107	30	2	15	5	4	4
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	60	10	1	1	0	4	4
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	194	35	5	19	1	2	8

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が14所あった。
- 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が17所あった。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
家 族 手 当 制 度 が あ る		78.5	%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		77.1	%
家 族 手 当 制 度 が な い		21.5	%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	13,173	円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,965	円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,678	円

(注) 1 配偶者に家族手当を支給する割合は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注) 2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
		%	%
係 員		64.0	36.0
課 長 級		60.4	39.6
部長級(非役員)		60.1	39.9

3 労働経済関係資料

第14表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北 海 道
	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
平成31年4月	299,489	0.3	271,776	4.2	273,350	0.3	251,997	4.0	148.7	148.3
令和元年5月	294,772	0.1	265,410	3.2	269,438	△0.1	245,586	2.6	141.4	143.0
6月	297,628	0.3	267,328	1.9	272,409	0.3	249,036	2.0	147.4	146.4
7月	296,427	0.0	265,391	2.0	271,611	0.1	246,560	1.9	150.1	149.7
8月	295,936	0.1	268,983	3.1	271,279	0.2	250,277	3.2	141.6	145.5
9月	295,976	0.1	267,520	2.5	271,804	0.2	249,325	2.6	142.5	144.8
10月	298,384	0.1	270,916	1.5	272,957	0.2	251,690	2.4	146.5	150.0
11月	297,698	△0.4	271,471	2.1	271,882	△0.1	252,450	2.8	147.5	148.1
12月	297,130	△0.2	271,341	2.1	271,840	0.2	252,786	2.8	145.0	145.7
令和2年1月	293,104	0.4	268,278	△1.2	269,069	0.7	246,683	△1.8	137.7	136.8
2月	293,657	0.3	264,211	△1.5	269,158	0.6	243,312	△2.2	139.8	138.4
3月	294,270	△0.4	264,562	△1.2	269,891	0.1	244,487	△1.5	142.1	140.6
4月	295,762	△1.2	265,710	△2.2	273,009	△0.1	247,594	△1.7	143.9	144.0
資料出所	厚生労働省		北 海 道		厚生労働省		北 海 道		厚 生 労働省	北 海 道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は平成27年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和2年4月における集計世帯数は、全国7,534世帯、札幌市94世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全国	北海道	全国		札幌市		全国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
13.1	11.1	301,136	2.3	275,961	△1.1	0.9	1.0	1.3	1.63	2.4
12.4	11.6	300,901	7.0	311,027	11.6	0.7	0.9	0.6	1.62	2.4
12.3	10.4	276,882	3.5	270,831	5.9	0.7	0.7	△0.2	1.61	2.3
12.3	10.7	288,026	1.6	264,697	1.9	0.5	0.6	△0.7	1.59	2.3
11.6	10.6	296,327	1.3	296,984	6.0	0.3	0.4	△0.9	1.59	2.3
12.2	10.4	300,609	10.8	319,466	18.1	0.2	0.5	△1.1	1.58	2.4
12.6	10.8	279,671	△3.7	298,707	3.0	0.2	0.4	△0.4	1.58	2.4
12.6	10.9	278,765	△0.8	274,449	△4.8	0.5	0.5	0.1	1.57	2.2
12.3	10.4	321,380	△2.4	327,790	5.4	0.8	1.0	0.9	1.57	2.2
11.8	10.1	287,173	△3.1	274,960	△6.5	0.7	0.8	1.5	1.49	2.4
12.1	11.1	271,735	0.2	278,294	△7.4	0.4	0.8	0.7	1.45	2.4
11.9	10.6	292,214	△5.5	290,108	△3.8	0.4	0.8	△0.5	1.39	2.5
10.6	9.0	267,922	△11.0	286,794	3.9	0.1	△0.2	△2.5	1.32	2.6
厚生 労働省	北海道	総務省				省		日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総務省

職員の給与に関する報告及び勧告（令和2年10月）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-20-1649
関係部局保存期間	1年

